

戦没者の遺骨収集事業に係る厚生労働省の取組等

【参考 1 事業の概況】

- 戦没者の遺骨収集事業の実施状況については、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成 28 年法律第 12 号。以下「法」という。）に係る平成 28 年 2 月 18 日参議院厚生労働委員会附帯決議において、定期的に参議院厚生労働委員会に報告を行うこととされている。この附帯決議を受け、毎年度の戦没者の遺骨収集事業の実施状況等について、参議院厚生労働委員会に報告している。
- 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の実施の状況に鑑み、令和 5 年 6 月、法が改正され、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間が令和 11 年度まで 5 年間延長された。この延長の趣旨を踏まえ、政府は、法に基づき平成 28 年に定めた「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成 28 年 5 月 31 日閣議決定。以下「基本計画」という。）の改正を行った（令和 5 年 7 月 28 日閣議決定）。
- 令和 7 年度は、改正後の基本計画に基づき策定した「令和 7 年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画」の下で、現地情勢等を踏まえつつ事業を実施した。令和 8 年度においても、引き続き国内外の情勢等を踏まえ、「令和 8 年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画」に沿って、事業を実施することとしている。

【参考 2 指定法人の事業計画書の作成及び指導監査等】

- 厚生労働省は、法第 10 条第 1 項に基づき、戦没者の遺骨収集に関する業務を行うものとして、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「指定法人」という。）を指定している。
- 厚生労働省は、指定法人が行うこととされている業務について、令和 7 年 3 月に「令和 7 年度戦没者の遺骨収集等実施指針」を策定し、指定法人に示した。指定法人は、当該指針の内容に即して事業計画書を作成し、同年同月に厚生労働省に提出した。厚生労働省は、同年 4 月に指定法人と委託契約を締結し、指定法人による戦没者の遺骨収集に関する活動が開始された。
- 指定法人は、法第 12 条第 3 項の規定に基づき、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を厚生労働大臣に提出することとされており、令和 6 年度の事業報告書及び収支決算書を、令和 7 年 6 月に厚生労働大臣に提出した。
- 厚生労働省は、令和 7 年 10 月に、令和 6 年度における指定法人の業務運営や会計事務、遺骨収集事業等について指導監査を実施した。また、令和 8 年 3 月に「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を開催し、令和 7 年度の遺骨収集事業の実施状況等

及び同年度の指導監査結果について、学識経験者や法律・会計の専門家等の第三者から意見及び助言を得た。

【参考3 各国の国立公文書館等における資料調査で取得した情報の精査及び分析】

- 令和7年度は、厚生労働省が各国の国立公文書館等における資料調査で令和4年度までに取得した情報等の精査及び分析を行った結果、戦没者の埋葬された地点として新たに17地点を確認した。これらの情報については、今後の現地調査の対象とすることとしている。

【参考4 令和7年度現地調査実施状況】

地域名	派遣場所	派遣期間
マリアナ諸島	テニアン島	4月29日～5月10日 (12日間)
	グアム島	7月12日～7月22日 (11日間)
	テニアン島	7月27日～8月12日 (17日間)
	サイパン島	8月21日～9月3日 (14日間)
	テニアン島	9月11日～9月26日 (16日間)
パラオ諸島	ペリリュー島	5月12日～6月2日 (22日間)
	アンガウル島	6月16日～7月1日 (16日間)
	ペリリュー島	7月9日～7月22日 (14日間)
	アンガウル島	9月1日～9月16日 (16日間)
	ペリリュー島	10月5日～10月23日 (19日間)
	ペリリュー島、アンガウル島	12月1日～12月18日 (18日間)
	アンガウル島	1月19日～2月1日 (14日間)
	ペリリュー島	2月18日～2月28日 (11日間)
フィリピン	ルソン島	6月22日～7月4日 (13日間)
	レイテ島	9月7日～9月19日 (13日間)
インド	ナガランド州	9月7日～9月23日 (17日間)
		11月2日～11月18日 (17日間)
		2月8日～2月25日

		(18日間)
タイ	メーホンソーン県、プレー県	3月9日～3月19日 (11日間)
ミャンマー	ヤンゴン、ネーपीドー	10月27日～11月1日 (6日間)
	マンダレー地域	1月24日～2月4日 (12日間)
北ボルネオ	サバ州	1月12日～1月23日 (12日間)
インドネシア	パプア州	7月26日～8月8日 (14日間)
	北マルク州、マルク州	9月21日～10月3日 (13日間)
	パプア州	11月16日～11月29日 (14日間)
	南西パプア州、西パプア州	2月7日～2月21日 (15日間)
東部ニューギニア	モロベ州	5月17日～5月30日 (14日間)
	マダン州	11月29日～12月12日 (14日間)
	オロ州	3月7日～3月24日 (18日間)
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島、ツラギ島、ニュージョージア島、ガブツ島	5月20日～6月10日 (22日間)
	ガダルカナル島、ベララベラ島、ニュージョージア島、コロンバンガラ島、ギゾ島	9月23日～10月14日 (22日間)
	ブーゲンビル島、ブカ島	10月31日～11月16日 (17日間)
	ニューブリテン島	1月25日～2月6日 (13日間)
米国（アッツ島、キスカ島）	アラスカ州	8月4日～8月22日 (19日間)
旧ソ連	タジキスタン共和国	6月8日～6月16日 (9日間)
	タジキスタン共和国	7月27日～8月5日 (10日間)
	キルギス共和国、カザフスタン共和国	10月7日～10月25日 (19日間)
モンゴル（ノモンハン）	ハルハゴル	5月15日～5月30日 (16日間)
モンゴル	バローンハラ、ズーンハラ	8月19日～8月27日 (9日間)
台湾	屏東県	9月21日～9月26日 (6日間)

【参考5 令和7年度遺骨収集実施状況】

地域名	派遣場所	派遣期間	検体採取数 (柱相当) (注1)	収容柱数
日本	硫黄島	7月2日～7月17日 (16日間)	23	23
		3月2日～3月12日 (11日間)	14	14
	沖縄		54	54(注2)
マリアナ諸島	テナアン 島、サイパ ン島	2月24日～3月12日 (17日間)	112	57
パラオ諸島	ペリリュー 島、アンガ ウル島	12月1日～12月18日 (18日間)	213	91
ミクロネシア連邦	チューク環 礁(沈没艦 船)	9月16日～10月8日 (23日間)	23	—
マーシャル諸島	ウォツゼ環 礁	10月14日～10月29日 (16日間)	15	—
	クエゼリン 環礁	1月20日～1月28日 (9日間)	2	—
ギルバート諸島	ブタリタリ 環礁	1月14日～1月28日 (15日間)	6	—
フィリピン	ルソン島	6月22日～7月4日 (13日間)	—	—
	レイテ島	9月7日～9月19日 (13日間)	—	—
インド	ナガランド 州	2月8日～2月25日 (18日間)	—	2
ミャンマー	マンダレー 地域	1月24日～2月4日 (12日間)	2	—
バングラデシュ	チッタゴン 県	11月15日～12月2日 (18日間)	19	—
インドネシア	パプア州	7月26日～8月8日 (14日間)	3(注3)	—
	パプア州	11月16日～11月29日 (14日間)	—	—
	南西パプア 州、西パプ ア州	2月7日～2月21日 (15日間)	3(注3)	—
東部ニューギニア	モロベ州	5月17日～5月30日 (14日間)	2	—

	マダン州	11月29日～12月12日 (14日間)	28	—
	ポートモレスビー	2月13日～2月25日 (13日間)	—	17
	オロ州	3月7日～3月24日 (18日間)	6	—
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	12月2日～12月16日 (15日間)	70	—
	ブーゲンビル島、ニューブリテン島、ソファノ島	2月18日～3月11日 (22日間)	9	—
モンゴル（ノモンハン）	ハルハゴル	7月23日～8月8日 (17日間)	20	—
米国（本土）	オハイオ州	1月11日～1月21日 (11日間）（注4）	1（注5）	—
合計			625	258

（注1） 検体の DNA 鑑定等を行った上で、遺骨を収容することとしている。

（注2） 現在、古墓由来の遺骨かどうかの確認中であるため暫定値である。そのため合計値にも変更が生じる可能性がある。

沖縄における遺骨収集は、厚生労働省と沖縄県が役割分担し、重機による掘削等を要する大規模地下壕等は国が、地表付近で発見された遺骨は沖縄県が収集することとされており、令和7年度に収集した54柱は沖縄県が収集したものである。

（注3） 検体は鑑定のため、ジャカルタのインドネシア政府機関へ移送された。

（注4） 米国国防総省捕虜・行方不明者調査局（Defense POW/MIA Accounting Agency。以下「DPAA」という。）における検体採取派遣と同時に実施した。

（注5） 米国人が保管している遺骨を検体として受領するために派遣した。

- 上記のほか、DPAA において管理しているアジア系の遺骨から、身元特定のための DNA 鑑定用の検体を採取するため、令和7年7月及び令和8年1月に職員を派遣した。この結果、172 検体を本邦に送還した。

（参考） DPAA からの送還検体の内訳

令和7年7月（77 検体）

- ・ ソロモン諸島で収容された遺骨から採取した1 検体
- ・ ギルバート諸島マキン環礁で収容された遺骨から採取した76 検体

令和8年1月（95 検体）

- ・ ソロモン諸島で収容された遺骨から採取した5 検体
- ・ ギルバート諸島タラワ環礁で収容された遺骨から採取した50 検体
- ・ 東部ニューギニアで収容された遺骨から採取した38 検体
- ・ マリアナ諸島で収容された遺骨から採取した2 検体

【参考 6 関係国の政府との協議等】

- 戦没者の遺骨収集事業を推進するために関係国の政府との協議等が必要な国については、厚生労働省が外務省等関係行政機関の協力を得て、協議等を行った。
- 令和 7 年 6 月に駐インドネシア共和国日本国特命全権大使と、インドネシア共和国外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長との間で、「第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定」の有効期間の延長に関する書簡の署名・交換等を行った。

【参考 7 戦没者の遺骨収集等に係る予算額】

- 戦没者の遺骨収集等に係る予算額については、令和 7 年度は 3,346 百万円、令和 8 年度は 3,376 百万円である。

【参考 8 戦没者の遺骨収集に関する普及啓発】

- 厚生労働省ホームページにおいて、定期的に戦没者の遺骨の収容状況を公表し、また遺骨収集に関するパンフレットを掲載するなど、広く国民に対して情報発信を行っている。また、戦後 80 年関連事業として戦没者の遺骨収集事業の広報動画を制作し、令和 7 年 12 月 25 日から厚生労働省ホームページ及び YouTube 上で公開したほか、当該動画の周知のため、SNS 等での情報発信も行っている。さらに、映画とのタイアップポスターによる周知などを行ったところである。

【参考 9 関係行政機関との連携協力】

1. 外務省との連携協力

- 参考 6 に記載の、戦没者の遺骨収集事業を推進するために関係国の政府との協議等が必要な地域について、外務省の協力を得て、各国当局と協議等を行った。
また、外務省との間では、平成 25 年 7 月に外務省が設置した「遺骨帰還タスクフォース」等を通じて協力体制を強化しており、関係する在外公館では、戦後処理関連業務担当者を当該タスクフォースの一員として指名している。

2. 防衛省との連携協力

- 硫黄島における戦没者の遺骨収集については、昭和 43 年以降、防衛省の支援を受けて実施しており、遺骨収集団等の人員や収容された遺骨等の輸送支援、滑走路地区の掘削・遺骨収容のための技術的知見の提供等の支援を得た。

【参考 10 令和 8 年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画】

令和 8 年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画

令和 8 年 3 月
厚生労働省

「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（令和 5 年 7 月 28 日閣議決定）に基づき、令和 8 年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画を以下のとおり定める。

1. 南方等戦闘地域

【現地調査】

- ギルバート諸島 1 班、パラオ諸島 9 班、ミクロネシア連邦 3 班、フィリピン 4 班、タイ 1 班、ミャンマー 3 班、インド 2 班、バングラデシュ 1 班、台湾 2 班、北ボルネオ・マレーシア 1 班、インドネシア 2 班、東部ニューギニア 5 班、ビスマーク・ソロモン諸島 5 班、樺太・千島（北樺太を除く） 1 班、モンゴル（ノモンハン） 1 班、マーシャル諸島 1 班、マリアナ諸島 6 班、オーストラリア 1 班の現地調査団を派遣し、海外資料調査により埋葬地と推定される地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点の現地調査を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程（予定）
ギルバート諸島	マキン環礁	令和 9 年 1 月上旬 ～ 3 月下旬
パラオ諸島	ペリリュウ島	令和 8 年 4 月下旬 ～ 5 月下旬
	ペリリュウ島	6 月上旬 ～ 7 月中旬
	ペリリュウ島	8 月中旬 ～ 9 月上旬
	アンガウル島	9 月上旬 ～ 9 月下旬
	ペリリュウ島	10 月上旬 ～ 10 月下旬
	ペリリュウ島	10 月下旬 ～ 12 月中旬
	ペリリュウ島	令和 9 年 1 月中旬 ～ 2 月中旬
	ペリリュウ島	2 月下旬 ～ 3 月中旬
	アンガウル島	2 月下旬 ～ 3 月中旬
ミクロネシア連邦	ポナペ島、コスラエ島	令和 8 年 5 月中旬 ～ 5 月下旬

	メレヨン環礁	9月上旬 ~ 9月中旬
	トラック諸島（沈没艦船）	9月下旬 ~ 10月上旬
フィリピン	ルソン島、レイテ島、ミンダナオ島、セブ島	令和8年7月上旬 ~ 7月下旬
		9月中旬 ~ 9月下旬
		11月下旬 ~ 12月上旬
		令和9年2月下旬 ~ 3月上旬
タイ	メーホーソン県、プレー県	令和8年7月中旬 ~ 7月下旬
ミャンマー	マンダレー地域（地域内情勢等を注視しつつ実施可能な場合）	令和8年5月下旬 ~ 6月上旬
		10月中旬 ~ 10月下旬
	バゴー地域	12月上旬 ~ 12月中旬
インド	ナガランド州（※マニプール州） ※州内情勢を注視しつつ実施が可能な場合	令和8年5月中旬 ~ 5月下旬
		10月下旬 ~ 11月上旬
バングラデシュ	コックスバザール県	令和8年11月下旬 ~ 12月上旬
台湾	屏東県	令和8年6月下旬 ~ 7月中旬
	屏東県	令和9年1月中旬 ~ 1月下旬
北ボルネオ・マレーシア	サラワク州、ラブアン連邦直轄区、クランタン州、ブルネイ	令和8年9月上旬 ~ 令和9年3月下旬
インドネシア	北マルク州	令和8年8月下旬 ~ 9月中旬
	パプア州	令和9年1月下旬 ~ 2月上旬
東部ニューギニア	モロベ州	令和8年5月上旬 ~ 5月下旬
	東セピック州、サンダウン州	7月下旬 ~ 8月中旬
	マダン州	9月下旬 ~ 10月下旬
	オロ州	11月上旬 ~ 11月中旬
	セントラル州	11月下旬 ~ 12月上旬

ビスマーク・ソロモン諸島	ブーゲンビル島	令和8年 6月上旬	～	6月下旬
	ガダルカナル島、ニュージョージア島	7月中旬	～	8月上旬
	ニューブリテン島	8月下旬	～	9月中旬
	ブーゲンビル島	11月上旬	～	11月下旬
	ガダルカナル島、ニュージョージア島	12月上旬	～	12月下旬
樺太・千島 (北樺太を除く)	※情勢等を注視しつつ実施が可能な場合	令和8年 6月下旬	～	11月下旬
モンゴル(ノモンハン)	ドルノド県	令和8年 5月中旬	～	5月下旬
マーシャル諸島	ミレ環礁 クエゼリン環礁	令和8年 6月上旬	～	6月下旬
マリアナ諸島	テニアン島	令和8年 4月中旬	～	5月上旬
	サイパン島、グアム島	7月中旬	～	8月上旬
	サイパン島、テニアン島	8月下旬	～	9月上旬
	テニアン島	9月上旬	～	9月下旬
	サイパン島	11月上旬	～	11月中旬
	テニアン島	令和9年 1月下旬	～	2月中旬
オーストラリア	ノーザンテリトリー準州	令和9年 2月下旬	～	3月中旬

※ 1派遣当たり概ね5名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

※ 上記の地域以外の地域について、戦没者の遺骨に関する確度の高い情報が得られた場合には、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会と連携のうえ適切に対応する。

【遺骨収集】

○ 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、ギルバート諸島1班、パラオ諸島4班、ミクロネシア連邦2班、フィリピン1班、ミャンマー1班、インド1班、バングラデシュ1班、インドネシア2班、東部ニューギニア6班、ビスマーク・ソロモン諸島2班、樺太・千島(北樺太を除く)1班、モンゴル(ノモンハン)1班、マーシャル諸島1班、マリアナ諸島3班の遺骨収集団を派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程(予定)
------	--------	----------

ギルバート諸島	マキン環礁	令和9年 1月上旬	～	3月下旬
パラオ諸島	アンガウル島	令和8年 9月上旬	～	9月下旬
	ペリリュー島	10月上旬	～	10月下旬
	ペリリュー島	令和9年 2月下旬	～	3月中旬
	アンガウル島	2月下旬	～	3月中旬
ミクロネシア連邦	メレヨン環礁	令和8年 9月上旬	～	9月中旬
	トラック諸島（沈没艦船）	9月下旬	～	10月上旬
フィリピン	ルソン島	令和8年 5月上旬	～	令和9年 3月下旬
ミャンマー	マンダレー地域	令和9年 1月下旬	～	2月上旬
インド	ナガランド州	令和9年 2月中旬	～	3月上旬
バングラデシュ	クミッタ県、チッタゴン県	令和8年 11月中旬	～	令和9年 3月下旬
インドネシア	パプア州	令和8年 5月下旬	～	6月上旬
	パプア州	11月中旬	～	11月下旬
東部ニューギニア	モロベ州	令和8年 5月上旬	～	5月下旬
	東セピック州、サンダウン州	7月下旬	～	8月中旬
	マダン州	9月下旬	～	10月下旬
	オロ州	11月上旬	～	11月中旬
	セントラル州	11月下旬	～	12月上旬
	ポートモレスビー、その他の州	令和9年 2月上旬	～	2月中旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	令和8年 12月上旬	～	12月下旬
	ニューブリテン島、ブーゲンビル島	令和9年 2月中旬	～	3月上旬
樺太・千島	※情勢等を注視しつつ実施が可能な場合	令和8年	～	11月下旬

(北樺太を除く)		6月下旬
モンゴル (ノモンハン)	ドルノド県	令和8年7月下旬 ~ 8月中旬
マーシャル諸島	ウォッセ環礁	令和8年10月中旬 ~ 11月上旬
マリアナ諸島	サイパン島、グアム島	令和8年7月中旬 ~ 8月上旬
	サイパン島、テニアン島	8月下旬 ~ 9月上旬
	サイパン島、テニアン島	令和9年2月下旬 ~ 3月中旬

※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

- 現地調査を実施するに当たり相手国等との協議や調整を要する場所については、外務省と随時情報共有し、各地域の課題を整理し、協力して計画的に進める。
- なお、沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施する。また、厚生労働省は大規模壕等であって沖縄県が実施することが困難な場合に現地調査及び遺骨収集を実施する。
- 調査及び収集に当たっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

2. 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

【現地調査】

- 現地調査団を4班派遣し、現地調査を行う。
予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程 (予定)
カザフスタン	東カザフスタン州	令和8年6月上旬
ジョージア	トビリシ市、クヴェモ・カルトリ州、イメレティ州	令和8年7月下旬 ~ 8月上旬
		9月下旬 ~ 10月上旬
モンゴル	セレンゲ県	令和8年8月中旬 ~ 8月下旬

※ 1派遣当たり概ね5名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

※ 上記の地域以外の地域について、戦没者の遺骨に関する確度の高い情報が得られた場合には、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会と連携のうえ適切に対応する。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地について、遺骨収集団を1班派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程（予定）
カザフスタン	東カザフスタン州	令和8年 10月下旬 ～ 11月上旬
	トュルケスタン州	

※ 1 派遣当たり概ね 10 名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

- 名簿はあるが場所が不明な旧ソ連等抑留中死亡者の埋葬地については、外務省と協力し、様々な機会を通じて情報を取得できるよう取組を進める。
- 調査及び収集に当たっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

3. 情報のない未収容の遺骨

- 今次の大戦の交戦国が保有する情報については、概ね平成 29 年度までに資料を取得しているが、機密指定されているため取得できていない情報に係る機密指定解除に向けた働きかけ等により、新たに調査が可能になった資料や、現地調査の結果等により追加の調査が必要になった資料について、外務省と協力し、取得及び調査・分析を進める。
- 旧ソ連等抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供されていない旧ソ連等抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて取組を進める。
- 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、外務省の協力を得て現地調査員の適任者の確保に努める。
具体的には、パラオ諸島、ミクロネシア連邦（トラック諸島）、ミャンマー、インド、北ボルネオ、インドネシア、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、マーシャル諸島、マリアナ諸島において、適任者の選定及び調整を行う。
- なお、硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して取組を進める。

4. 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨

- 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、外務省と協力し、課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。
具体的には、中国については、これまでの同国との議論を踏まえつつ、協議の開始に向けた調整を行う。
また、ウズベキスタンについては、令和元年 12 月の日・ウズベキスタン首脳会談における合意を踏まえ、これまでに所在が確認できていない 2 埋葬地について現地調査を開始できるよう協議を進めており、引き続き、必要な調整を行う。
なお、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係省庁と連携を図りつつ、協議状況等を踏まえて対応するものとする。

5. 沈没した艦船の遺骨

- 沈没した艦船の遺骨については、遺骨を目にする可能性のあるダイバーや、海中での業務を行う関係事業者との連携を進め、積極的な情報収集を行っている。

情報が寄せられた場合には、具体的なケースに即し、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施することとしており、令和8年度も、引き続き、ミクロネシア連邦（トラック諸島）での現地調査及び遺骨収集を実施する。

6. 戦没者遺骨の鑑定

- 戦没者の遺骨の鑑定については、既に DNA 鑑定を委託している鑑定機関（大学）に加えて、厚生労働省が専門家を雇用し、自らが DNA 鑑定を実施する「戦没者遺骨鑑定センター分室（DNA 分析施設）」を令和4年9月に設置した。

令和6年4月、戦没者遺骨の DNA 鑑定の迅速化及び高度化に寄与することを目的とし、「信州大学医学部と厚生労働省社会・援護局との連携に関する協定書」を締結した。同大学構内に連携室を設置し、DNA の抽出や解析が難しい事案の研究などに集中的に取り組んでいる。

引き続き、鑑定の迅速化及び高度化を進めるとともに、戦没者の遺骨の鑑定の拡充、戦没者の遺骨の鑑定等に専門性を有する人材の確保など、戦没者の遺骨の鑑定等に関する体制の整備を進めていく。

7. その他

- 国内外の情勢等により本計画の実施が困難となる事態が生じた場合には、状況及び課題を分析した上で、戦没者の遺骨収集の推進の観点から必要な対応をとる。
- 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）第10条第2項に規定する指定法人の行う業務が適正かつ確実に実施されるよう、専門的知見を活用しつつ、指導監督を行う。
- 次世代継承等の観点から、広く国民に対し、戦没者の遺骨収集に対する理解及び協力を得ることができるよう、展示会の開催、パンフレットの配布や広報用動画の SNS による発信等により普及啓発を行う。

<参考>地域別埋葬等に関する保有情報について

地域	保有情報数 (令和4年3月末時点)	保有情報数 (令和7年9月末時点)
沖縄	85	22
ギルバート諸島	0	7
パラオ諸島	59	28
ミクロネシア連邦	4	9
フィリピン	702	508
ベトナム	2	2
タイ	0	8
マレーシア	1	1
ミャンマー	344	341
インド	113	91
バングラデシュ	3	3
北ボルネオ	12	12
インドネシア	185	139
東部ニューギニア	630	558
ビスマーク・ソロ モン諸島	378	307
旧ソ連	57	52
樺太・千島（北樺 太を除く）	1	8
中国本土	13	15
モンゴル	3	5
マーシャル諸島	14	19
マリアナ諸島	645	575
アッツ島	1	1

米国	7	14
オーストラリア	3	5
ニュージーランド	1	0
バヌアツ	1	0
台湾	1	3
その他	1	1
合計	3,266	2,734